

# 社会福祉法人飛鳥 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人飛鳥（以下「当法人」という）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）並びに各委員会の外部委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

## (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表第1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務の為に出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

## (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

## (報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事長の報酬については毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、休日の翌日とする。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

## (公表報酬の改定)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## (改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## (補足)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

## 附則

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000円

(2) 理事長

	日 額
理事会等会議への出席、法人及び施設業務のための出勤 (上限 ; 月額350,000円)	25,000円

(3) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000円

(4) 監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000円

(5) 各委員会の外部委員

	日 額
委員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000円